

	代表者	管理者	従業員等
回覧印			

## 【重要】

経営者・運行管理者・従業員の  
皆様への回覧をお願いします。

# 適正化事業課だより

(第146号)

令和6年3月27日  
(公社)熊本県トラック協会  
適正化事業課

## 「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について」及び 「標準貨物自動車運送約款等の一部改正について」

国土交通省よりトラック運送業の「標準的な運賃」及び「標準運送約款」についての改正通達が令和6年3月22日に発出され、同日付で新たな運賃と運送約款が告示されましたのでお知らせいたします。

◇改正された告示のポイントは次のとおりです。



### 【標準的な運賃】

令和2年4月に告示されたものから運賃水準を8%引き上げるとともに、荷役の対価等を加算した、新たな運賃として告示。

### 活用に係る手続き

⇒「標準的な運賃」の活用において、令和2年4月24日告示の「標準的な運賃」にて届出した運送事業者については、本通達の発出日をもって、令和6年3月22日告示の「標準的な運賃」にて届出したものとみなされます。令和2年4月24日告示の標準的な運賃を引き続き適用しようとする運送事業者はその旨を記載した届出を行う必要があります。

### 【標準運送約款】

改正された「標準運送約款」は令和6年6月1日より施行されます。

詳細は、全ト協 HP 新着一覧よりご確認ください。

↓2024/3/22 新たな標準的な運賃が告示されました

[https://jta.or.jp/member/kaisei\\_jigyoho/unchin\\_new.html](https://jta.or.jp/member/kaisei_jigyoho/unchin_new.html)

↓2024/3/22 標準貨物自動車運送約款等が改正されました

[https://jta.or.jp/member/kaisei\\_jigyoho/top/hyoujun\\_yakkan.html](https://jta.or.jp/member/kaisei_jigyoho/top/hyoujun_yakkan.html)

↓標準的な運賃特設ページ（令和6年3月告示）

[https://jta.or.jp/member/kaisei\\_jigyoho/top/hyoujun\\_unchin.html](https://jta.or.jp/member/kaisei_jigyoho/top/hyoujun_unchin.html)

◇問合せ先：熊ト協・適正化事業課 TEL 096-369-3968